

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>交通局</p>	<p>(平成30年度)</p>	
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>	
<p>2 一般会計負担 (2) 一般会計繰入の過大積算（自動車運送事業会計） 地域路線運行補助金の算定基礎となる営業収支に、減価償却費が含まれているため、減価償却費に対応する収益である長期前受金戻入を考慮せず算定すると、補助金等で手当された部分にまで一般会計負担がなされたと考えられる。長期前受金戻入を反映せず積算するのは、補助金等で手当された部分まで負担している点で、一般会計繰入の過大積算と認められる。 収支差額の積算上、減価償却費を含めるのであれば、減価償却費に見合う収益である長期前受金戻入（営業外収益）も考慮のうえ、収支差額（一般会計負担額）を積算する。</p>	<p>地域路線運行補助金の積算にあたり、令和2年度予算より、長期前受金戻入を反映するよう算出方法を改めた。</p>	